

○経済産業省令第 号

計量法（平成四年法律第五十一号）の規定に基づき、計量法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

経済産業大臣 世耕 弘成

計量法施行規則の一部を改正する省令

計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

※ 別紙のとおり新旧対照表を挿入

様式第八十一を次のように改める。

※ 別紙のとおり様式第八十一を挿入

様式第八十一の二を次のように改める。

※ 別紙のとおり様式第八十一の二を挿入  
様式第八十二を次のように改める。

※ 別紙のとおり様式第八十二を挿入  
様式第八十二の二を次のように改める。

※ 別紙のとおり様式第八十二の二を挿入  
様式第八十二の三を次のように改める。

※ 別紙のとおり様式第八十二の三を挿入  
様式第八十三を次のように改める。

※ 別紙のとおり様式第八十三を挿入  
様式第九十二を次のように改める。

※ 別紙のとおり様式第九十二を挿入

## 附 則

この省令は、公布の日から施行する。